

単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則

令和 2 年 3 月 31 日
規則 第 4 号

改正

令和 3 年 3 月 29 日 規則第 3 号

令和 4 年 10 月 20 日 規則第 3 号

令和 5 年 3 月 29 日 規則第 3 号

令和 6 年 3 月 29 日 規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 29 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 2 号）において準用する藤井寺市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 54 年藤井寺市条例第 3 号）第 18 条の規定に基づき、単純労務職員で地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であるものの給与について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「単純労務会計年度任用職員」とは、調理員の職務に従事する会計年度任用職員をいう。

(フルタイム単純労務会計年度任用職員の給料表)

第 3 条 単純労務会計年度任用職員で法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「フルタイム単純労務会計年度任用職員」という。）の給料は、別表第 1 に規定する給料表（以下「給料表」という。）に定めるところによる。

(単純労務会計年度任用職員となった者の号給)

第 4 条 フルタイム単純労務会計年度任用職員となった者の号給は、別表第 2 によるほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 1 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 単純労務会計年度任用職員で法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「パートタイム単純労務会計年度任用職員」という。）を再度任用する場合は、会計年度任用職員給与条例第 18 条第 5 項に規定する基準月額から地域手当に相当する額を減じて得た額と給料表の給料月額の欄に掲げる額に適合する号給をパートタイム単純労務会計年度任用職員の号給とみなし、会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和 2 年藤井寺市柏原市学校給食組合規則第 3 号）第 5 条第 1 項の規定の例により再度任用時の号給加算の計算を行うものとする。

(フルタイム単純労務会計年度任用職員の手当)

第 5 条 フルタイム単純労務会計年度任用職員に対する手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいう。

(パートタイム単純労務会計年度任用職員の報酬)

第6条 パートタイム単純労務会計年度任用職員の報酬は、基本報酬のほか、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬及び特殊勤務に係る報酬とする。

(パートタイム単純労務会計年度任用職員の基本報酬)

第7条 パートタイム単純労務会計年度任用職員の基本報酬は、任期その他勤務の態様を考慮し、月額、日額又は時間額として定めるものとする。

- 2 月額で定めるパートタイム単純労務会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム単純労務会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。以下この条において同じ。)とする。
- 3 日額で定めるパートタイム単純労務会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に12を乗じて得た額を1,860で除して得た額に、当該パートタイム単純労務会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。
- 4 時間額で定めるパートタイム単純労務会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に12を乗じて得た額を1,860で除して得た額とする。
- 5 前3項の基準月額とは、これらに規定するパートタイム単純労務会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム単純労務会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、責任の度その他勤務に関する条件に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額に、地域手当に相当する額を加算した額をいう。

(パートタイム単純労務会計年度任用職員の手当)

第8条 パートタイム単純労務会計年度任用職員に対する手当の種類は、期末手当及び勤勉手当をいう。

(給与の支給方法等)

第9条 単純労務会計年度任用職員に対する給与の支給方法、端数処理、勤務1時間当たりの給与額、給与の減額その他給与の支給に関し必要な事項については、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける者の例による。

(休業手当)

第10条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年藤井寺市柏原市学校給食組合規則第2号)第19条の規定により、職員が出勤停止となった場合は、出勤停止となった全時間に対して、出勤停止1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の90を乗じて得た額を休業手当として支給することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経験年数の特例)

- 2 単純労務会計年度任用職員が、この規則の施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「改正前の法」という。）第22条第5項に規定する臨時的任用により採用されていた職員又は地方公務員法第17条の規定により採用されていた一般職の非常勤職員として、当該単純労務会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第3条第2項及び第5条に規定する経験年数とみなす。

(単純労務会計年度任用職員の号給の特例)

- 3 調理師免許証又は栄養士免許証を有する単純労務会計年度任用職員が、この規則の施行日の前日において、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用されていた職員又は地方公務員法第17条の規定により採用されていた一般職の非常勤職員として、当該単純労務会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職し、引き続き単純労務会計年度任用職員として採用された場合の号給については、第4条の規定にかかわらず、別表第2の当該職種欄の上限号給を超えることができるものとする。この場合において、同表の上限号給の欄中「19」とあるのは「33」と読み替えるものとする。

附 則（令和3年3月29日規則第3号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月20日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年3月29日規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第4号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

号 給	職務の等級	1 等級
		給料月額
		円
1		162,100
2		163,200
3		164,400
4		165,500
5		166,600
6		167,700
7		168,800
8		169,900
9		170,900
10		172,300
11		173,600
12		174,900
13		176,100
14		177,600
15		179,100
16		180,700
17		181,800
18		183,200
19		184,600
20		186,000
21		187,300
22		189,600
23		191,800
24		194,000
25		196,200
26		197,900
27		199,400
28		200,900

29	202,400
30	203,800
31	205,200
32	206,600
33	208,000
34	209,300
35	210,600
36	211,900
37	213,200
38	214,400
39	215,600
40	216,700
41	217,800
42	218,900
43	219,900
44	220,900
45	221,800
46	222,700
47	223,600
48	224,500
49	225,400
50	226,300
51	227,200
52	228,100
53	228,900
54	229,800
55	230,700
56	231,500
57	231,800
58	232,600
59	233,300
60	233,900
61	234,500

62	235,200
63	235,800
64	236,300
65	236,800
66	237,300
67	237,800
68	238,400
69	238,900
70	239,400
71	239,900
72	240,400
73	240,900
74	241,400
75	241,800
76	242,300
77	242,800
78	243,300
79	243,800
80	244,300
81	244,700
82	245,200
83	245,600
84	246,000
85	246,400
86	246,800
87	247,200
88	247,600
89	248,000
90	248,500
91	248,800
92	249,100
93	249,400

別表第2（第4条関係）

職種	学歴免許等	号給	上限号給
調理員	調理師免許証又は栄養士 免許証	11	19
		9	9

備考 この表の号給を適用して算出した給料の額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する地域別最低賃金を下回ることとなった場合は、地域別最低賃金を下回らない号給の給料の額を支給するものとする。